

第1章 総則

第1条 本会は長崎県立上五島高等学校同窓会「明洋会」と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との連絡協調を密にし併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1)同窓会名簿の発行 (2)物故会員の追悼会 (3)母校教育事業の援助 (4)講習会講演会
- (5)母校職員に対する謝恩 (6)その他必要と認める事業

第4条 本会は事務所を母校（南松浦郡新上五島町浦桑郷 306 番地）に置く。

第5条 本会には支部を設けることができる。支部細則は別に定める。

第2章 会員

第6条 本会は正会員、客員、顧問で構成する。

第7条 本会の正会員は長崎県立上五島高等学校卒業生で構成する。

第8条 本会の客員は母校現旧職員並びに本会に功劳があったもので総会の承認を得たものとする。

第9条 校長は本会の顧問として本会の重要事項の諮問に応ずる。

第10条 会員は入会の際、現住所、氏名を本会に届け出ること。又その後異動を生じた場合には速やかに本会に届け出ること。

第3章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- 会長1名、副会長3名、幹事若干名、監事2名、書記2名、代表評議員各卒業回評議員より1名、
評議員卒業学年各クラス（各地区）1名

第12条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長不在のときはその職務を代理する。

第13条 下記の役員は次の会務を行う。

- (1)評議員 本会の運営に関する用件の審議決定及び執行及び各卒業回の各クラス（各地区）会員相互の連絡調整にあたる。
- (2)代表評議員 評議員の会務に加え、当該卒業回会員相互の連絡調整を総括する。
- (3)幹事 一切の会務を処理し会長の諮問に応じる。
- (4)監事 会計年度末に会計事務を監査する。
- (5)書記 会計事務及び重要書類の保管にあたり、幹事を補佐する。

第14条

1. 会長、副会長は正会員中から選出し総会の承認を受ける。
2. 評議委員は各同期生の推薦により各クラス1名を決定し会長これを委嘱する。
3. 代表評議員は各同期評議員の推薦により各回1名を決定し会長これを委嘱する。
4. 幹事は会員中から会長が選任し、本人の承諾によって決定される。
5. 監事は代表評議委員の中から会長が選任し、本人の承諾によって決定される。
6. 書記は正会員または母校現職員の中から会長これを委嘱する。

第15条 役員任期は一年とし重任を妨げない。

第4章 会議

第16条 本会の会議は総会、評議員会、役員会とする。

第17条 総会は本会の最高議決機関であり毎年会長がこれを招集する。会長が必要と認めるときは役員会の承認を得て臨時総会を開くことができる。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを議決する。

第19条 評議員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、幹事、監事、評議員、書記で構成し、出席者の過半数をもってこれを議決する。但し、会長は役員会の承認を得て、代表評議員会をもって評議員会にかえることができる。

第20条 役員会は、評議員会に付議すべき事項、付託された事項の審議並びに本会の運営に関する事項等を審議する機関であり、会長、副会長、幹事、監事、書記で構成する。

第21条 本会則の改正は総会において会員出席者数の3分の2以上の賛成をえなければならない。

第5章 会計

第22条 評議員会は次のことを審議する。

- (1)予算・決算 (2)事業計画 (3)その他総会に付議する事項

第23条 正会員は入会金として3,000円を納入しなければならない。

第24条 本会の費用は入会金及び寄付金をもってこれにあてる。

第25条 総会の費用は出席会員の負担とする。但しその一部を維持費から補助することができる。

第26条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附則

本会則は昭和30年2月25日から発行する。

この会則は昭和63年8月14日から適用する。

この会則は平成7年8月19日から適用する。

この会則は平成12年7月9日から適用する。

この会則は平成18年7月6日から適用する。